

第 80 回全日本学生ヨット選手権記念大会

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2013-2016』（以下『規則』という）に定義された規則を適用する。
- 1.2 『全日本学生ヨット連盟規約』、『470 級学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』、及び『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 付則 D は適用しない。
- 1.4 SCIRA 規則『国内及び国際選手権大会の運営規定』は適用しない。
- 1.5 規則 41 に以下を追加する。： 『(e) 自チーム内での情報の交換。』

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下『指示』という)の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、前日の 17:30 までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会陸上本部付近のポールに掲げられる。
- 4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の『1 分』を『30 分以降』と置き換える。
- 4.3 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。」ことを意味する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのものに適用する。

5. レース日程

5.1 レース日程とレース数

予定されるレース日程と 1 日当たりのレース数は次の通りとする。

日付	国際 470 級	国際スナイプ級
11 月 5 日 (木曜日)	3	3
11 月 6 日 (金曜日)	3	3
11 月 7 日 (土曜日)	3	3
11 月 8 日 (日曜日)	2	2
合計レース数	11	11

- 5.2 1 日あたりのレース数は、レース進行状況により変更されることがある。この場合、レース日程の変更として前日に告知される。1 日の最大レース数は 4 とする。

5.3 それぞれの日の最初の国際 470 級の予告信号の予定時刻は 9:55 とし、国際スナイプ級はこれに続く。

- 5.4 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する 5 分以前に音響信号 1 声とともにスタート運営艇に『オレンジ旗』を掲揚する。

5.5 11 月 8 日 (大会最終日) は 13:00 を超えて予告信号が発せられることはない。

5.6 ブリーフィング

レース日の毎朝 8:20 よりヨットハウス 2 階にて、レース委員会・プロテスト委員会・選手・監督 (コーチ) によるブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
国際 470 級	470 旗
国際スナイプ級	スナイプ旗

7. レース海面

【添付図 A】に、レース海面および危険エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図 B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

- 8.2 トラペゾイド・コースのコース番号は以下の通りとする。

アウター・ループ……O インナー・ループ……I

8.3 予告信号より前にもしくは同時に、スタート運営艇に選択されるコース及び最初のコンパス方位を掲示する。

9. マーク

9.1 マーク 1、2、3、4 はピンクの円錐形ブイとする。インナー・ループで用いられるオフセットマーク 1a はオレンジ色の三角形ブイとする。(マークに数字は付されていない。)

9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるスタート運営艇と、ポートの端にあるオレンジ旗を掲揚した運営艇とする。

9.3 フィニッシュ・マークは、青色旗を掲揚した運営艇と、青色の円錐形ブイとする。

9.4 指示 11 に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。

10. スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。

10.2 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則 A4、A5 を変更している。

10.3 規則 30.3 黒色旗規則のセール番号をエントリーナンバーに置き換える。レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則 30.3 に抵触した艇のエントリーナンバーは、次のレースの予告信号前にスタート運営艇の掲示板に掲示される。これは規則 30.3 を変更している。

10.4 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図 C】にスタート・エリアを示す。

10.5 準備信号として『U 旗』が掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に艇体、乗員または艀装の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。(この場合「UFD」の略語を用いて記録される。) ただし、レースが再スタート、再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。この規則が適用される場合には規則 29.1 は適用されない。これは規則 26 及び 29.1、規則 A4、A5、A11 を変更している。

10.6 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせる為スタート運営艇以外の運営艇にも第一代表旗を掲げる場合がある。ただしその場合、音響信号は発せられない。当該運営艇が行う第一代表旗の降下は、レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する。」の意味をもたないものとする。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは青色旗を掲揚した運営艇上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、フィニッシュ・マークの間とする。

13. ペナルティー方式

規則 42 違反に対し、付則 P が適用される。ただし、規則 P1 文中の『セール番号』は、『セール番号またはエントリーナンバー』と置き換える。これは規則 P1 を変更している。

14. レースの目標時間及びタイム・アローワンス

14.1 目標時間は次の通りとする。

クラス	先頭艇 Finish の目標時間	マーク 1 通過の目標時間
国際 470 級	50 分	15 分
国際スナイプ級	50 分	15 分

目標時間内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、また、目標時間内に 1 艇もフィニッシュしそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止またはコースを短縮することができる。この項は規則 32.1 を変更している。目標時間通りにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。

14.2 規則 30.3 及び指示 10.5 に違反しないで先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後、20 分以内にフィ

ニッシュしない艇は、審問なしに「DNF」として記録される。この項は規則 A5 を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 レース・エリアで関与したか、または目撃したインシデントに関して抗議しようとする艇は、そのレースをフィニッシュ後、直ちにフィニッシュ・ライン付近に位置する青色旗を掲げたレース委員会艇に、抗議の意思を口頭で伝えなければならない。これは RRS61.1 の追加項目である。但し、プロテスト委員会がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。
- 15.2 抗議書は大会陸上本部で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 15.3 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分とする。これは規則 61.3 を変更している。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示される。
- 15.4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1 (b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 15.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された艇を競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 15.6 指示 13.1 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示される。
- 15.7 審問の順序及び待機場所
- (1) 審問は基本的に受付順に行う。
 - (2) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 15.8 指示 4.3、4.4、10.4、17.1、17.2、18、19、20.2、20.3、22、及び規則 77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティー及びクラス規則違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.9 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。
- この項は規則 66 を変更している。
- 15.10 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

16. 得点

- 16.1 大会の成立には、両クラスでそれぞれ 3 レースを完了することが必要である。
- 16.2 チーム得点の算出にあたって、得点の除外を行わない。これは規則 A2 を変更している。
- 16.2 クラスのレース得点は学校ごとに、あるレースにおける当該クラスの 3 艇のレース得点を合計し、その学校のそのクラスのレース得点とする。
- 16.3 クラスのチーム得点は学校ごとに、当該クラスのレース得点をすべて合計し、その学校のそのクラスのチーム得点とする。クラスのチーム得点が低い学校を上位とする。
- 16.4 総合得点は、両クラスに参加した大学の両クラスのチーム得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 16.5 クラス得点がタイとなった場合、各学校の当該クラスのレース得点を良い順に並べて、規則 A8 に準じて解く。
- 16.6 総合の得点がタイとなった場合には、その大学は同順位とし、その次の順位を欠位とする。
- 16.7 規則 90.3 (b) に規定された以下の規則に基づく失格（「DNE」、「DGM」）に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に 5 を加えた得点とする。これは規則 A4.2 を変更している。
- ・規則 2
 - ・規則 30.3 の最後の文
 - ・規則 P2.2 または P2.3 に適用する場合の規則 42
 - ・規則 69.2 (c) (2)
- 16.8 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇は大会本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入し要請しなければならない。

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告と帰着申告
- (1) 出艇しようとする競技者は、その日の 7:30 から大会本部に出される『出艇申告書』にサインをしてから出艇しなければならない。

- (2) 帰着した競技者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人）は帰着後速やかに大会陸上本部の『帰着申告書』にサインをしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着サインは、遅くともその日の当該クラスの抗議締切時刻までに完了させなければならない。
- (3) 帰着申告後に再出艇する場合（AP/H 旗、N/H 旗での帰着やリタイアによる帰着後の再出艇）は、随時出艇申告を受け付ける。サイン無しの再出艇は認められない。

- 17.2 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇に可能な限り伝えなければならない。競技者は帆走指示書 17.1 (3) に従い帰着申告を行った後、速やかにレース委員会ですべて『リタイア届』を提出しなければならない。
- 17.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則 60.1 (b) を変更している。
- 17.4 指示 17.1 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3 点の得点を与える。但し、当該種目参加艇数+1 点を上回らない。これは規則 63.1、及び A4、A5 を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には指示 17.1 (1) 及び (3) の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17.1 (2) の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 17.5 競技者は、着替え等の為の短時間の着脱を除き、出艇してから帰着するまでの間、適切なライフジャケットを着用していなければならない。これは規則第 4 章前文および規則 40 を変更している。
- 17.6 両クラスとも直径 8mm 以上で長さ 10m 以上（スナイプ級はクラス規則により長さ 15m 以上）の水に浮くもやいロープを搭載しなければならない。
- 17.8 艇は自らの安全のためにアンカー及びアンカーロープを搭載することができる。また、マストトップに浮力体を付けることができる。これらは国際 470 級クラス規則 C5 を変更している。

18. 乗員の交替

- 18.1 全ての参加艇は、『第 1 レースの乗員表』を出艇前にレース委員会に提出しなければならない。
- 18.2 2 レース目以降に乗員を変更する場合は、その都度出艇前に、レース委員会に『変更・追加届』を提出しなければならない。海上で交替した場合は、交替したレースがスタートし、トップ艇がフィニッシュするまでにスタート運営艇に『海上変更届』を提出しなければならない。

19. 装備の交換

- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適切な機会にレース委員会に『変更・追加届』を提出し行わなければならない。海上において装備を交換する場合は、交換したレースがスタートし、トップ艇がフィニッシュするまでにスタート運営艇に『海上変更届』を提出しなければならない。
- 19.2 470 級のメインセールまたはスピネーカーの水上での交換が認められた場合には、その日のその後のレースに限り、メインセールとスピネーカーのセール番号は一致していなくてもよい。これは規則 G1.3 (d) を変更している。

20. 装備と計測のチェック

- 20.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 20.2 水上で艇は、レース委員会イクイップメント・インスペクターまたはメジャーにより、検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこの指示に従わなければならない。
- 20.3 帰着後、陸上において指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

21. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

スタート運営艇	学連旗
スタート運営艇以外のレース委員会艇	白色旗
ジュリーボート	J 旗
レスキューボート	レスキュー旗

22. 支援艇・観覧艇

- 22.1 支援艇・観覧艇は、水上にいる間、陸上本部で貸与する識別旗又はリボンを目立つように掲揚しな

ればならない。識別旗は支援艇は赤色旗又は赤色リボン、観覧艇は緑色リボンとする。

- 22.2 支援艇・観覧艇は、艇および運営艇を妨げてはならない。また、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 22.3 監督、コーチその他の支援要員およびそのチームの関係者の乗艇している支援艇・観覧艇は、スタート運営艇でオレンジ旗が掲揚されている間はスタート・エリアの外側にいなければならない。（【添付図 C】参照のこと）
- 22.4 監督、コーチその他の支援要員およびそのチームの関係者の乗艇している支援艇・観覧艇は、最後のクラスがスタートした時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。（【添付図 D】参照のこと。）
- 22.5 支援艇・観覧艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 22.6 レース委員会艇に『数字旗 8』が掲揚された場合、『支援艇・観覧艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示 22.2、22.3、22.4 および 22.5 は適用しない。
- 22.7 レース委員会またはプロテスト委員会は、支援艇・観覧艇のレース公示の支援艇・観覧艇条項及び指示 22.1、22.2、22.3、22.4、22.5 の違反を申し立てて、その支援艇・観覧艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇・観覧艇が違反したと判定した場合、その支援艇・観覧艇の関与するチームの艇にペナルティーを課すことができる。これは、規則 64.1 を変更している。違反を申し立てられた支援艇・観覧艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

23. 無線通信

緊急の場合を除き、艇は、レース中無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

24. ごみの処分

- 24.1 ごみは支援艇・観覧艇に渡してもよい。
- 23.2 支援艇・観覧艇のないチームは、ごみをレース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

24. 賞

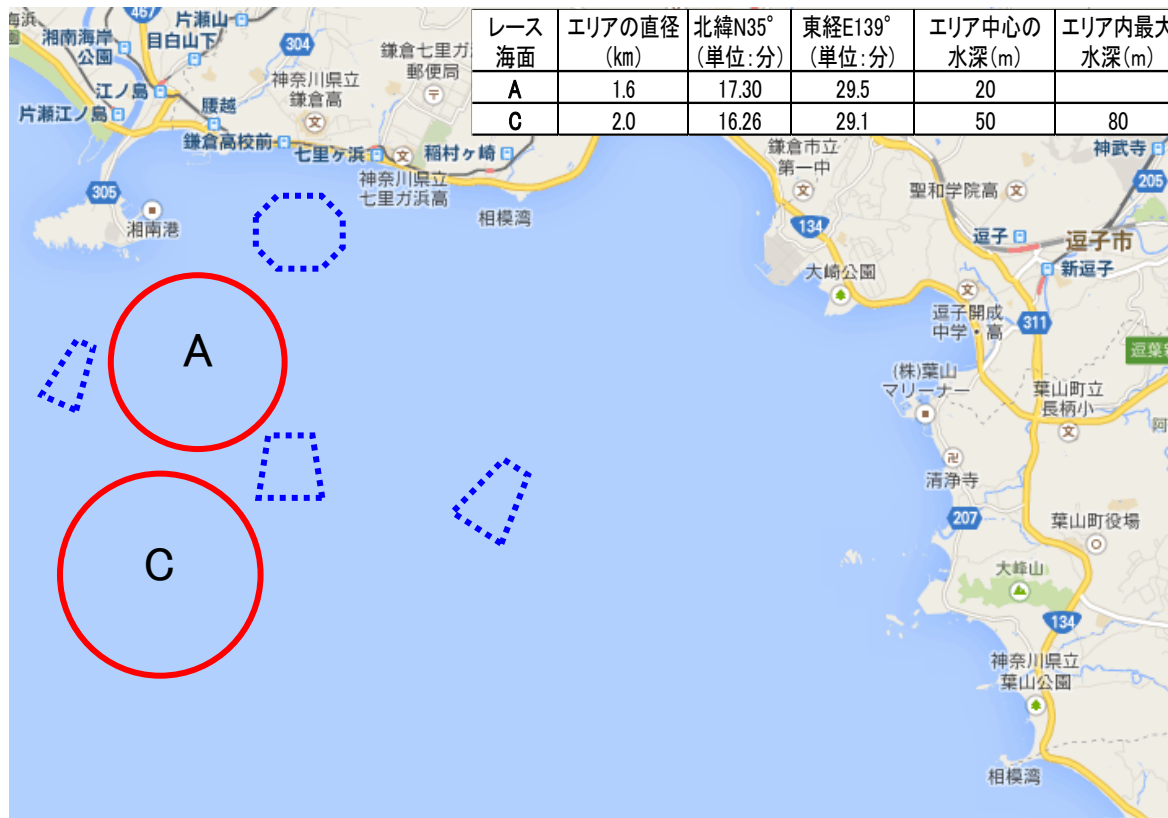
賞は次のように与える。

クラス	優勝旗	賞状	賞品
国際 470 級	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位
国際スナイプ級	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位
総合	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位

25. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

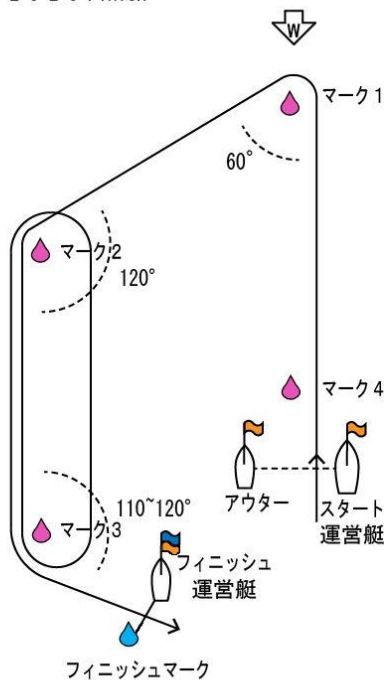
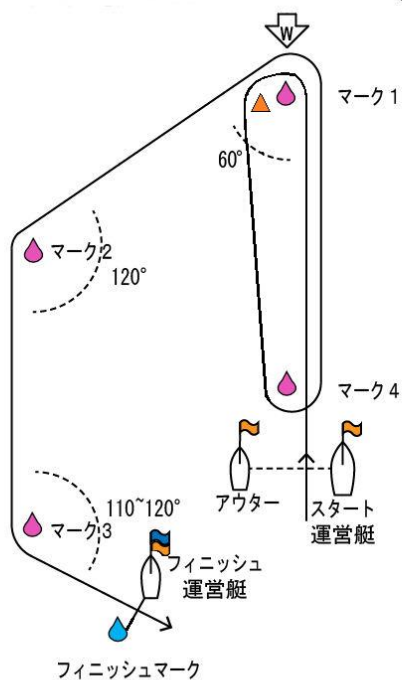
【 添付図 A 】 レース海面




【 添付図 B 】 コース見取り図

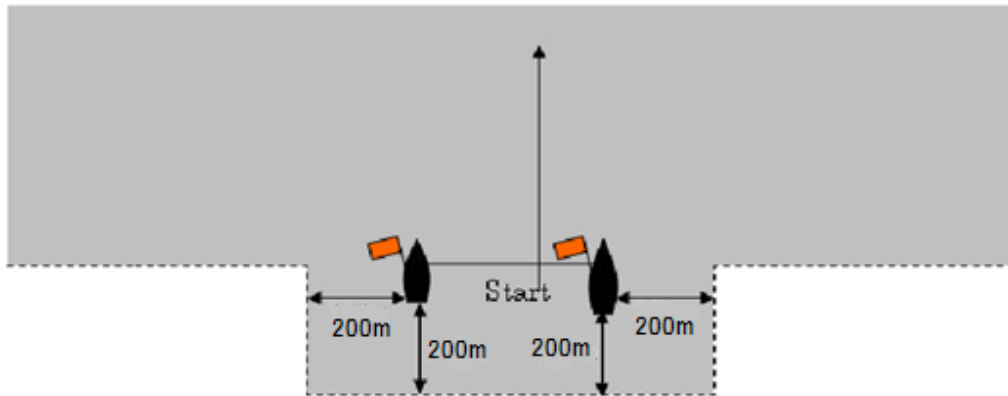
コース "I" トラペゾイド インナーループ
Start-1-1a-4-1-2-3-Finish

コース "0" トラペゾイド アウターループ
Start-1-2-3-2-3-Finish



【添付図 C】 スタート・エリア ( で示す)

指示 10.4 及び 22.3 に規定する「スタート・エリア」



【添付図 D】 レース・エリア

指示 22.4 に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇・応援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

